

平成二十八年五月二十五日提出
質問 第二一九六号

産科における男子学生の実習に関する質問主意書

提出者 河野正美

産科における男子学生の実習に関する質問主意書

看護師の養成にあたって、平成元年より前は、男子学生については「母性看護学（実習）」「婦人科疾患と看護（実習）」の二つを「精神科疾患と看護（実習）」に読み替えることができた。平成元年三月二十九日「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令」の改正以降、男女平等の観点から、「母性看護学（実習）」が義務化され、現在に至っている。看護師養成施設では、母性看護学の実習のため医療機関等の施設を確保する必要があるが、男子学生の実習を受け入れることに対する患者等の理解を得るのは容易ではなく、「患者離れ」につながる可能性もある。

そこで、次の事項について質問する。

- 一 看護師養成施設における母性看護学の実習施設の確保の状況について
 - 1 母性看護学の実習施設の確保の状況について、政府の認識を示されたい。
 - 2 母性看護学の実習施設の確保が難しいため、看護師養成施設への男子学生の入学が困難となっている例について、政府は把握しているか。

二 看護師不足の解消に資するためにも、希望する男子学生が必要な実習を受けやすくする取り組みが重要

である。そのため、母性看護学の実習施設を確保し、男子学生の受け入れを促進、支援する施策が重要と考えるが、政府の取り組みと認識を示されたい。

三 同様に、母性看護学の実習が義務づけられている資格に助産師がある。しかし、助産師国家試験は、男性が受験することはできない。このことは、看護師養成において母性看護学の実習が義務づけられている状況と比べると、男女平等の観点から矛盾するように思われるが、見解を示されたい。

右質問する。